

高島警察署ならびに市役所消費生活相談窓口から

ご注意ください 振り込め詐欺・悪質訪問販売は 身近なところで起こっています！



本誌の昨年12月号(No.12)でお知らせしましたように、消防法の改正により6月1日から住宅に火災警報器をつけることが義務付けられました。報器の悪質訪問販売が全国的に報告されています。消防署などの公的機関が直接訪問販売をしたり、特定の業者に委託をして販売をさせることはありません。

最近、高島市内で振り込め詐欺事件が複数報告されています。最近の手口は主として教職員の自宅を狙い「先生をしているあなたの家族が子供に怪我をさせた」などといって示談金名目で金銭を振り込むよう要求する手口です。本人を装った犯人が電話口で泣きじやくるなどの手口も報告されています。

住宅用火災警報器の悪質訪問販売にご注意！



8月25までご連絡ください。

また、6月からの設置義務は新築住宅のみであり、既存住宅は高島市では平成23年5月31日までに設置することになります。既存の住宅に付いても「すぐには振り込みない、一人で決断しない」ということを心に留め、落ち着いて確認をするようにしてください。

(25)



8月25までご連絡ください。

振り込め詐欺にご注意！＝市内でも複数報告あり＝

最近、高島市内で振り込め詐欺事件が複数報告されています。

最近の手口は主として教職員の自宅を狙い「先生をしているあなたの家族が子供に怪我をさせた」などといって示談金名目で金銭を振り込むよう要求する手口です。本人を装った犯人が電話口で泣きじやくるなどの手口も報告されています。

警察や弁護士が示談金をすくに振り込めと要求することはありません。

自分達は大丈夫と思わず、日頃から家族と話し合い、未然防止につとめるよう心がけてください。

万が一そのような電話がかってきても「すぐには振り込みない、一人で決断しない」ということを心に留め、落ち着いて確認をするようにしてください。

また、教職員だけでなく、今後様々な手口で同様の事件があることも予想されます。

未来を担う子どもたちは 地域のみんなで育てていく



本市の未来を担う子どもたちを地域のみんなで育てていくために、保育料徴収額を国基準の50%近くまで引き下げるごとに、保育料徴収金基準額を県内で最も低い基準としました。(軽減額＝市が負担する額は、それぞれ表のとおりです。)

なお、市町村民税非課税世帯のうち母子世帯および在宅障害児(者)のおられる世帯等については、軽減額を見直し、全ての保護者のみなさんによるご負担をお願いすることになりました。

となりました。

決まりました

広報たかしま2月号(No.14)でお知らせしていましたとおり、平成18年度の保育園保育料を下表のように改定しました。

ご承知のとおり、市の財政状況は非常に厳しいものとなっていますが、現在子育てに奮闘されている皆さんを支援し、本市の未来を担う子どもたちを地域のみんなで育てていくために、保育料徴収額を国基準の50%近くまで引き下げるごとに、保育料徴収金基準額を県内で最も低い基準としました。(軽減額＝市が負担する額は、それぞれ表のとおりです。)

なお、市町村民税非課税世帯のうち母子世帯および在宅障害児(者)のおられる世帯等については、軽減額を見直し、全ての保護者のみなさんによるご負担をお願いすることになりました。

となりました。

■ 平成18年度 高島市保育園保育料

階層区分	定義	入園児童の属する世帯の階層区分		月額保育料					
		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	国の基準A	市保育料B	軽減額(市負担分)C=A-B	国の基準D	市保育料E	軽減額(市負担分)F=D-E
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	(円) 0	(円) 0	(円) 0	(円) 0	(円) 0	(円) 0	(円) 0	(円) 0
第2階層	第1階層および第4階層から第7階層までを除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000	4,500	4,500	6,000	3,000	3,000	
第3階層	市町村民税課税世帯	19,500	8,700	10,800	16,500	7,400	9,100		
第4階層	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯	64,000円未満	30,000	16,000	14,000	27,000	14,100	12,900	
第5階層	64,000円以上160,000円未満	44,500	26,000	18,500	41,500	19,200	22,300		
第6階層	160,000円以上408,000円未満	61,000	34,900	26,100	58,000	22,300	35,700		
第7階層	408,000円以上	80,000	38,700	41,300	77,000	23,800	53,200		

○母子世帯および在宅障害児(者)のおられる世帯等で、第2・3階層に属する場合

世帯の階層区分	月額保育料					
	3歳未満児の場合		3歳以上児の場合			
国の基準A	市保育料B	軽減額(市負担分)C=A-B	国の基準D	市保育料E	軽減額(市負担分)F=D-E	
第2階層	(円) 0	(円) 3,000	(円) —	(円) 0	(円) 2,000	(円) —
第3階層	18,500	7,700	10,800	15,500	6,400	9,100